

電力再国有化に向けた憲法改正案に対して下院で行われた修正内容

- (1) 全ての国民の権利として十分な量の安価な電力へのアクセスを国が保証することを規定（憲法第 4 条に 7 段落目を追加）。
- (2) CFE が民間発電事業者からスポットで電力を調達する場合は競争原理に従い、安価に生産された電力を調達することを規定（憲法改正令付則第 3 条 VIII）。
- (3) CFE が民間発電事業者から公共電力を調達する場合の契約形態について細則などを通じて定めることを規定（付則第 3 条 IX）。
- (4) 憲法第 134 条に基づく公共調達の一環として、CFE が財、サービス、工事、燃料などを調達する際の形態について細則などを通じて定めることを規定（同付則第 3 条 X）。
- (5) クリーンエネルギー証明書を廃止する代わりに、連邦政府が発電や電力消費のプロセスにおける省エネや温室効果ガス排出削減、クリーンエネルギー利用の促進に向けたメカニズムを導入することを規定（付則第 3 条 XII）。
- (6) 金、銀、銅、その他の鉱物資源の開発コンセッションを付与されている事業者は、開発権を有する土地の中であっても開発・生産できない鉱物資源として、大統領案のリチウムに加え、希土類を追加（付則第 6 条）。
- (7) 発電能力が 0.5MW までの分散型発電事業については、既存の（CFE との）契約の有効性を認め、また新規の契約も認める。市役所や非営利社会団体の場合、1.0MW までの分散型発電事業の契約を結ぶことができると規定（付則第 7 条）。
- (8) 改正発効後に CFE は、街灯電力、上下水道用電力、家庭用電力について料金を引き下げるための制度構築に着手し、医療機関や公共教育機関に対する料金を見直し、これらの利用者にとって手頃な料金で電力を供給すると規定（付則第 10 条）。

（出所）大統領の下院提出法案及び下院合同委員会通過法案を基にジェットロにて作成

以 上